

利用者のために

本調査は、独立行政法人等及び都道府県の研究機関を対象に、次の実施要領により実施したものです。

(1)「農林水産関係独立行政法人等試験研究機関基礎調査実施要領」＊付 1 参照

(2)「農林水産関係試験研究機関基礎調査実施要領」＊付 2 参照

(対象：都道府県)

〔利用上の注意〕

- 1 「独立行政法人等」とは、独立行政法人研究機関及び農林水産省の研究機関である農林水産政策研究所をいいます。
- 2 査基準日は、独立行政法人等については、平成 18 年 1 月 1 日、都道府県については、平成 18 年 3 月 31 日としています。
- 3 各表の総数と内訳の計は、四捨五入のため、一致しない場合があります。
 - 「0」は、単位未満であることを示す。
 - 「－」は、該当数がないことを示す。
 - 「…」は、該当数が不明であることを示す。

付 1

農林水産関係独立行政法人等試験研究機関基礎調査実施要領

15農会第549号
平成15年7月28日
一部改正 15農会第1134号
平成15年12月26日
農林水産技術会議事務局長通知

第1章 総論

1 調査目的

農林水産分野においては、国及び都道府県等の公的研究機関が研究勢力のかなりの部分を担っていることから、これらのうち国の研究機関について人員、資金、用地の実態及び試験研究課題等を把握することにより、農林水産関係試験研究の効率的な推進及びわが国の農林水産業及び関連産業に係る研究開発に関する施策の重点的・効率的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

- ① 農林水産省の所管する試験研究機関
- ② 農林水産省の所管する試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人（農業・生物系特定産業技術研究機構の民間研究促進業務及び基礎的研究業務部門、水産総合研究センターの開発調査業務部門を除く）

3 調査基準日

毎年1月1日を調査基準日とする（注参照）。

4 調査事項

調査は調査票により、以下の①から③までに掲げる事項を調査する。

- ①人員調査
- ②資金調査
- ③用地調査

5 調査票の様式

調査票の様式は、別記様式「調査票」のとおりとする。

6 調査結果の取りまとめ及び報告

- (1) 農林水産省農林水産技術会議事務局長（以下、「事務局長」という。）は当該機関の代表者に対し、調査実施要領及び調査票を公文書及び電子情報処理組織（以下、「メール等」という。）により送付する。(2) 各機関の代表者は、調査票を記入作成し、調査票の内容について調査項目間の整合性等を精査の上、その結果をメール等で「第2章 調査内容」の1の(1)、(2)、(4)及び3については、調査年の3月15日までに、「第2章 調査内容」の1の(3)及び2については、調査年の7月31日までに、事務局長に送付する。
- (3) 農林水産省農林水産技術会議事務局長は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表する。

第2章 調査内容

1 人員調査

(1) 正職員の職種別人数

調査基準日における当該機関に所属する正職員について、次の職種別の区分によりその人数を調査する。

- ア 研究関係（研究職員、技術職員、作業職員）
- イ 企画調整関係
- ウ 養成研修関係
- エ 事務関係
- オ 船舶関係
- カ 作業関係

(2) ポストドクター数

調査基準日における当該機関に所属するポストドクター（博士号を取得しているが、正職員となっていない研究職。各種支援制度により派遣される者を含む。）の人数を調査する。

(3) 臨時職員の職種別従事者数

調査基準日を含む年度（4月から3月までの1年間）に雇用された臨時職員について、上記（1）の職種別に所属している者を調査する。

(4) 研究員の内訳

上記（1）のアの「研究関係」のうちの「研究職員」について、農林水産業全般、農業、林業、水産業の別（以下「分野別」という。）に、次の事項について調査する。

- ア 分野別年齢別人数
- イ 分野別研究歴別人数
- ウ 分野別学位取得者数
- エ 分野別研究部門別専門別人数

2 資金調査

(1) 総収入額の財源

調査基準日を含む年度（4月から3月までの1年間）における当該機関の収入総額について調査票によりその財源別の金額を調査する。

(2) 競争的資金の獲得状況

調査基準日を含む年度（4月から3月までの1年間）における当該機関で獲得した競争的資金の金額について、獲得先別の金額を調査する。

(3) 総使用額の支出項目

調査基準日を含む年度（4月から3月までの1年間）における当該機関の活動のために使用した資金の総額についてその支出項目別の金額を調査する。

3 用地調査

調査基準日において当該機関の保有する用地について圃場等の種類別に面積を調査する。

第3章 経過措置

1 「第2章 調査内容」の1の（3）及び2について、平成16年7月31日までに報告されるものについては以下によるものとする。

- (1) 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあっては、「農業技術研究業務(旧農業技術研究機構分を含む)」、「農業機械化促進業務(旧生物系特定産業技術研究推進機構分を含む)」の別に報告する。

農林水産関係試験研究機関基礎調査実施要領

15 農会第 548 号
平成 15 年 7 月 11 日
農林水産技術会議事務局長通知

第 1 章 総論

1 根拠法規

農林水産関係試験研究機関基礎調査（以下、「調査」という。）は統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第八条第一項の規定に基づく届出統計として実施する。

2 調査目的

農林水産分野においては、国及び都道府県等の公的研究機関が研究勢力のかなりの部分を担っていることから、これらの研究機関について人員、資金、用地の実態及び試験研究課題等を把握することにより、農林水産関係試験研究の効率的な推進及びわが国の農林水産業及び関連産業に係る研究開発に関する施策の重点的・効率的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象

農林水産業（農林水産物の加工・流通利用を含む。）に関する試験研究を実施している都道府県の機関であって、都道府県規則により試験研究、調査研究を主たる任務とすることが明記されており、かつ、研究員、研究費及び研究課題のいずれかを有するもの。

4 調査基準日

毎年 3 月 31 日を調査基準日とする。

5 調査事項

調査は調査票により、以下の①から④までに掲げる事項を調査する。

- ①人員調査
- ②資金調査
- ③用地調査
- ④課題等調査

6 調査票の様式

調査票の様式は、別記様式「調査票」のとおりとする。

7 調査結果の取りまとめ及び報告

- (1) 農林水産省農林水産技術会議事務局長（以下、「事務局長」という。）は各都府県知事に調査実施要領及び調査票を公文書及び電子情報処理組織（以下、「メール等」という。）により送付する。
- (2) 各都道府県知事は調査票を試験研究機関ごとに記入作成し、調査票の内容について調査項目間の整合性等を精査の上、その結果をメール等で事務局長に調査年の 8 月 15 日までに送付する。
- (3) 農林水産省農林水産技術会議事務局長は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表する。

第2章 調査内容

1 人員調査

(1) 正職員の職種別人数

調査基準日における当該機関に所属する正職員について、次の職種別の区分によりその人数を調査する。

- ア 研究関係（研究職員、技術職員、作業職員）
- イ 企画調整関係
- ウ 事業・普及関係
- エ 事務関係
- オ 船舶関係
- カ 作業関係

(2) ポストドクター数

調査基準日における当該機関に所属するポストドクター（博士号を取得しているが、正職員となっていない研究職。各種支援制度により派遣される者を含む。）の人数を調査する。

(3) 臨時職員の職種別従事者数

調査基準日を含む年度（4月から3月までの1年間）に雇用された臨時職員について、上記（1）の職種別に所属している者を調査する。

(4) 研究員の内訳

上記（1）のアの「研究関係」のうちの「研究職員」について、農業、林業、水産業、その他の別（以下「分野別」という。）に、次の事項について調査する。

- ア 分野別年齢別人数
- イ 分野別研究歴別人数
- ウ 分野別学位取得者数
- エ 分野別研究部門別専門別人数

2 資金調査

(1) 総収入額の財源

調査基準日を含む年度（4月から3月までの1年間）における当該機関の収入総額について調査票によりその財源別の金額を調査する。

(2) 競争的資金の獲得状況

調査基準日を含む年度（4月から3月までの1年間）における当該機関で獲得した競争的資金の金額について、獲得先別の金額を調査する。

(3) 総使用額の支出項目

調査基準日を含む年度（4月から3月までの1年間）における当該機関の活動のために使用した資金の総額についてその支出項目別の金額を調査する。

3 用地調査

調査基準日において当該機関の保有する用地について圃場等の種類別に面積を調査する。

4 課題等調査

(1) 試験研究課題調査

試験研究機関において実施している試験研究について、試験研究課題及び事業課題を調査する。

(2) 試験研究業績調査

試験研究機関において実施している試験研究の業績を調査する。